

〈史料紹介〉

訳注日本文徳天皇実録 (三)

日本文徳天皇実録巻第一 起嘉祥三年三月尽六月

●四月甲子(十七日)

【書き下し】

甲子^(十七)。①帝大極殿に於いて即位す。其の日晨且快雨。百官雨日の儀を以て事に従う。日中に至りし時に天晴る。②策命に曰く、③明神と大八洲国所知^{しよぶ}す天皇が詔旨らまと宣りたまう勅を、親王・諸王・諸臣・百官人等、天下公民衆聞こし食さへ、と宣る。④掛畏き平安宮に御宇し倭根子天皇、我が皇、此の天日嗣高座の業を、⑤掛畏き近江大津の宮に御宇し天皇の初め賜ひ定め賜へる法の隨に、仕へ奉らくと仰せ賜ひ授け賜ひし大命を、受け賜はり恐み、受け賜はり懼まり、進むも知らに、退くも知らに、恐み坐くと宣りたまう天皇が勅を、衆聞こし食さへ、と宣る。⑥然るに皇と坐して、天下治め賜ふ君は、賢き人の良き佐けを得てし、天下をば平らけく安らけく治むる物に在りとなも、聞こし行す。故れ是を以て大命に坐せ宣りたまはく、朕は拙く劣^{おじ}なけれど、親王等を始めて、王等臣等の相共^{あひあな}な

告井 幸男
木本 久子
中村 みどり
林原 由美子

ひ奉り、相扶け奉らむ事に依りてし、此の仰せ賜ひ授け賜へる食^{おすけ}国の天下の政は、平らけく安らけく仕へ奉るべしとなも、所念^{おもほ}し行す。是を以て正直^{なほくただ}しき心を以て、天皇朝廷を衆助け仕へ奉れと宣りたまふ天皇が勅を、衆聞こし食さへ、と宣る。⑦辞別けて宣りたまはく、⑧凡^{おほ}かた人の子の福を蒙^{まか}らまく欲^ほする事は、於夜^{おや}のためにとなも聞こし行す。故れ是を以て⑨朕の親母藤原氏を皇太夫人に上げ奉り治め奉る。又仕へ奉る人等の中に、其の仕へ奉る状の隨に、冠^{かぶ}位上げ賜ひ治め賜ふ。又太神宮を始めて、諸社の禰^ね宜・祝等に、位一階給ふ。又僧綱を始めて、諸寺の智行^{ちぎん}聞ゆる、並びに天下の僧尼の年八十より上なるに、物を施したまふ。又左右京五畿内の鰥寡孤独自ら存^たうことえせぬ者、及び⑩天下の侍給はれる人等に、御物給ふ。力田^{ちからい}しむ輩の、衆に超^すれたる者に、爵^か一階を賜ふ。⑪又諸国の言し上げる、承和九年以往の租税を未だ納めざる者、先帝の御坐^{おま}しし時に、免し給へと勅りたまひき。今天皇が御意^{おみこころ}として、去年以往未だ納めざるも、復^{また}尽く免し給はくと勅りたまふ天皇が御命を衆聞こ

しめせ、と宣る。

⑫ 従二位源朝臣常に正二位、⑬ 正三位源朝臣信に従二位、⑭ 従三位源朝臣定・⑮ 安倍朝臣安仁等に正三位、⑯ 従四位上滋野朝臣貞主・⑰ 藤原朝臣助・⑱ 藤原朝臣長良・⑲ 小野朝臣篁・⑳ 藤原朝臣良相等に正四位下、㉑ 従四位下伴宿禰善男に従四位上、㉒ 无位雄風王・㉓ 利基王等に従四位下、㉔ 従四位上坂上大宿禰浄野に正四位下、㉕ 従四位下清原真人瀧雄に従四位上、㉖ 正五位上伴宿禰成益・㉗ 正五位下春澄宿禰善繩に従四位下、㉘ 従五位上藤原朝臣良仁に正五位上、㉙ 従五位上藤原朝臣高房・㉚ 従五位下菅原朝臣是善等に正五位下、㉛ 従五位下鎌倉王・㉜ 藤原朝臣春岡・㉝ 文室真人助雄・㉞ 良岑朝臣長松・㉟ 藤原朝臣関主・㊱ 橘朝臣清蔭・㊲ 佐伯宿禰屋代・㊳ 外従五位下豊階公安人等に従五位上、㊴ 外従五位下都宿禰貞継・㊵ 三統宿禰真浄・㊶ 正六位上在原朝臣善淵・㊷ 大原真人真室・㊸ 小野朝臣貞樹・㊹ 橘朝臣休蔭・㊺ 斎部宿禰伴主・㊻ 安倍朝臣有道・㊼ 従六位上藤原朝臣緒藤等に従五位下、㊽ 正六位上広宗宿禰平麻呂・㊾ 榎井朝臣嶋長・㊿ 家原朝臣氏主等に外従五位下を授く。

【現代語訳】

十七日。文徳が大極殿において即位した。この日は早朝から雨が降ったため、雨儀が用いられたが、昼になって晴れた。即位宣命に言うには、「天下を治める（文徳）天皇が宣べられる詔を、親王・諸王・諸臣・全ての官人、そして天下の人々みな承れ、と宣べる。恐れ多くも、平安宮で天下を治めた（仁明）天皇が、「近江大津宮で（天智）天皇がはじめて定めた法に従って、この皇位を継承する

ように」と仰せられた大命を、大変恐れ多くも承ったが、進むことも退くこともできず、ただ恐れ多く思つて宣べられる天皇の詔を、みな承れ、と宣べる。『天皇として天下を治めるためには、優れた人のよい助けがなければならず、その助けを得てこそ、天下を平安に治められるものと聞く。これにより大命を宣べると、私は拙く劣っているけれども、親王をはじめ王臣などが、共に助け、仕えてくれれば、（仁明によつて）授けられて、これから治める天下の政も平安になるだろうと思う。真つ直ぐで正しい心をもつて、天皇を助け、朝廷に仕えるように』、と宣べられる天皇の勅を、みな承れ、と宣べる。次いで、「別に宣べる。『人の子（庶民）が幸福になりた』と思つるのは、親のためであると聞く。そこで、私の母藤原順子に皇太夫人の地位を与える。また、仕えてくれる官人に対しては、勤務状況に応じて官位を授ける。また、伊勢大神宮をはじめとする諸社の禰宜・祝に対しては、位一階を与える。また、僧綱をはじめとする諸寺については、知識と徳行が優れている者、および全国の僧尼の中で八十歳を越える者に対して物を施すこととする。また、左右京および五畿内の鰥寡孤独の者で自立して生活することのできないう者、および全国の侍丁を与えられている者に対して、御物を与えることとする。力田者で特に優れた者に対して、位一階を与える。また、諸国が申請した、承和九年以前で未だ納められていない税については、先帝（仁明）が在位していた時に免除するとの勅が出された。今、（文徳）天皇の意思で、去年以前で未だ納められていない税はすべて免除する、と宣べられる天皇の詔を、みな承れ、と宣べる。

従二位源朝臣常に正二位、正三位源朝臣信に従二位、従三位源朝臣定・安倍朝臣安仁等に正三位、従四位上滋野朝臣貞主・藤原朝臣助・藤原朝臣長良・小野朝臣篁・藤原朝臣良相等に正四位下、従四位下伴宿禰善男に従四位上、无位雄風王・利基王等に従四位下、従四位上坂上大宿禰浄野に正四位下、従四位下清原真人瀧雄に従四位上、正五位上伴宿禰成益・正五位下春澄宿禰善繩に従四位下、従五位上藤原朝臣良仁に正五位上、従五位上藤原朝臣高房・従五位下菅原朝臣是善等に正五位下、従五位下鎌倉王・藤原朝臣春岡・文室真人助雄・良岑朝臣長松・藤原朝臣関主・橘朝臣清蔭・佐伯宿禰屋代・外従五位下豊階公安人等に従五位上、外従五位下都宿禰貞継・三統宿禰真浄・正六位上在原朝臣善淵・大原真人真室・小野朝臣貞樹・橘朝臣休蔭・斎部宿禰伴主・安倍朝臣有道・従六位上藤原朝臣緒藤等に従五位下、正六位上広宗宿禰平麻呂・榎井朝臣嶋長・家原朝臣氏主等に外従五位下を授けた。

【注釈】

①帝大極殿に於いて即位す 大極殿は宮城内に造られた朝堂院の正殿で、種々の儀式がおこなわれた。平安時代においては、即位式も基本的に大極殿でおこなわれるが、焼失などにより太政官庁や紫宸殿でおこなわれることもあった。快雨は、六国史において夏から秋にかけて使用されており、暑い日に勢よく降りそそいで気持ちさをさっぱりさせるような雨のことを意味する。即位式の雨儀については『六条院御即位記』（『群書類従』公事部所収）に「御即位雨儀。弘仁之外所見不詳」とあり、弘仁の即位儀、つま

り淳和の即位に際しておこなわれたものの他詳細がわからないとする。その淳和の即位については、『淳和天皇御即位記』（同所収）に「但依雨下庭湿、略有改行」とあり、簡略化されておこなわれたことがわかる。また同文以下に、皇太子や大臣の幄を設ける場所など、詳細が記されている。本日条においても、こうした例を参考に執りおこなわれたものと思われる。

②策命に曰く 本文以後が文徳の即位宣命となる。即位宣命は、六九七年に即位した文武のものを初見とする。桓武以降の即位宣命はほぼ同じ文章であり、永久四年（一一一六）に編纂された『朝野群載』巻十二（内記）に即位宣命の雛形が掲載されていることから、平安時代以降、定型化されていたことがわかる。文章は大まかに、「前文」・「即位の正当性の確認」・「臣下への奉仕の要請」・「君恩の恵与」の四段に区分され（熊谷公男「即位宣命の論理と「不改常典」法」（『東北学院大学論集 歴史と文化』四五、二〇一〇年）、本日条の宣命も、基本的には定型に則って作成されたものである（注釈③④⑥⑦参照）。なお、『儀式』五（天皇即位儀）に、「（前略）宣制云、明神止大八洲国所知天皇詔良方止宣勅手衆聞食止宣、群官共称唯再拜、掛畏^岐明神坐天皇^我云々宣、群官称唯再拜、然皇止大坐兵天下治賜君^渡賢人乃云々宣、群官称唯再拜、（後略）」とあり、先述した「前文」・「即位の正当性の確認」・「臣下への奉仕の要請」のそれぞれの段の終わりに、臣下による称唯再拜が定められていたことがわかる。

③明神と大八洲国所知す天皇が詔旨らまと宣りたまう勅を…「前文」にあたる部分。先述の『朝野群載』の雛形にみられる定型文

である。「明神」は「現御神」とも記し、天皇を指す。「大八洲国」は、宣命においては日本国を指すもので、養老公式令では、外国使臣に対しては「明神御宇日本天皇」、国内の大事に際しては「明神御大八洲天皇」を使用すると定めている。

④掛畏き平安宮に御宇し倭根子天皇：ここから「即位の正当性の確認」にあたる。仁明が文徳に皇位を継承するように言い残したという内容であるが、雛形にもみられる定型文である。

⑤掛畏き近江大津の宮に御宇し天皇の初め賜ひ定め賜へる法 近江大津宮に朝廷を開いたのは天智であり、天智がはじめて定めた法とは、ここでは「近江令」ではなく、直系（嫡系）による（あるいは先帝の遺志による）皇位継承を定めた法、いわゆる「不改常典」のことである。「不改常典」の語は元明の即位宣命を初見とし、聖武即位宣命および孝謙への讓位宣命にみられる。その後、「不改常典」の語はみられないが、本日条と同じ文言で、桓武・淳和・仁明・文徳・清和・陽成・光孝の即位宣命に記されている。奈良時代までは即位宣命に記すことに大きな意味があったものの、平安時代以降は定型化した（注釈②熊谷公男前掲論文）。雛形にもみられる。

⑥然るに皇と坐して：ここから「臣下への奉仕の要請」にあたる。雛形にもみられる定型文である。

⑦辞別けて宣りたまはく：辞別とは、宣命において本文とは別に、特に付け加える文章のことであり、ここから「君恩の恵与」にあたる。官人・諸社・僧尼・鰥寡孤独（侍丁を与えられる）老人に対する位や物の付与は定型通りであるが、母順子への皇太夫人、

および力田者への位の付与は、本日条で加えられたものである。⑧凡かた人の子の福を蒙らまく欲する事は：后位の付与あるいは転上に対する定型文。桓武の即位宣命にもみえ、高野新笠に皇太

夫人が与えられている。また、清和元服後の白馬節会^{（一）}で出された詔に「凡為人子者有悦事時^{（二）}。必先都於夜^{（三）}崇飭^{（四）}毛乃止^{（五）}崇奉^{（六）}聞行^{（七）}。故是以皇太后^{（八）}大皇太后^{（九）}。皇太夫人^{（十）}皇太后^{（十一）}上奉利崇奉^{（十二）}」と記されているのも同意（貞観六年（八六四）正月七日紀）。

⑨朕の親母藤原氏を皇太夫人に上げ奉り治め奉る「親母藤原氏」は文徳の母で仁明の女御である藤原順子（即位前紀注釈②参照）。皇太夫人は、『令義解』公式令に「皇太后（謂、天子母登后位者、為皇太后、居妃位者、為皇太妃、居夫人位者、為皇太夫人也）」とあるように、天皇の母で先帝の夫人の位にあつた者に与えられる称号であつた。本日条は、女御に対して皇太夫人が与えられた初例である。この称号は他に、藤原宮子（聖武母・文武夫人）・高野新笠（桓武母・光仁夫人）・藤原明子（清和母・文徳女御）・藤原高子（陽成母・清和女御）・班子女王（宇多母・光孝女御）・藤原温子（醍醐養母・宇多女御）などに付与されており、いずれも天皇の即位に伴つてのことである。なお、新笠・明子・高子についても、即位宣命にその内容が組み込まれていることが知られる。温子以後、この称号は廃絶した。

⑩天下の侍給はれる人等 養老戸令に「凡年八十及篤疾給侍一人。九十、二人。百歳、五人。皆先尽子孫」と規定されている。

⑪又諸国の言し上げる：仁明朝における承和九年以前の租税免除については、同年八月戊子（二十七日）紀に「宜承和九年八月二

十七日以前、外吏秩満未得解由者、已言上、未言上、咸悉原免。

其未言上輩、所有欠負、并自借判署之類、後司抛実、造会赦帳、前後官司共署言上」と記載されており、この際に、解由の未得者は後任者作成の会赦帳に署名し提出することで、その欠負が原免

されている。恩赦による租税免除は本来、民衆の救済が名目であつたが、当日紀の恩赦はその対象が国司であることが明示された初例である。(神戸航介「律令租税免除制度の研究」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二二集、二〇一八年))

史民俗博物館研究報告』第二二二集、二〇一八年))

⑫従二位源朝臣常 (八二二―五四) 嵯峨の子で、源氏の第三郎。

母は更衣の飯高氏。思慮深く、かつ清廉で颯爽としていたため、他の子よりも嵯峨に寵愛されたという。天長五年(八二八)従四位下、同七年従四位上、ついで兵部卿に補せられる。同八年従三位、同九年中納言、同十年正三位、承和四年(八三七)左近衛大将を兼ね、同五年大納言、同七年右大臣となり、皇太子傅を兼ねる。同八年朔旦叙位で従二位。同九年道康親王立太子に際し再び皇太子傅。同十一年左大臣に転じ、本日条に至る。三十九歳。

⑬正三位源朝臣信 (八〇九―六八) 嵯峨の子で、源氏の第一郎。

母は広井宿禰氏。学問・書道・凶画・音楽・射技・狩猟など、様々な技芸に優れていた。弟の弘・常・明らとともに源朝臣を賜り、左京に貫附され戸主となる。天長二年(八二五)従四位上となり、以後累遷して、承和二年(八三五)正三位、同十五年正月十日大納言となり、本日条に至る。四十二歳。

⑭従三位源朝臣定 三月庚子(二十二日) 条注釈⑫参照。

⑮安倍朝臣安仁 三月庚子(二十二日) 条注釈⑫参照。

⑯従四位上滋野朝臣貞主 三月庚子(二十二日) 条注釈⑬参照。

⑰藤原朝臣助 三月庚子(二十二日) 条注釈⑭参照。

⑱藤原朝臣良長 (八〇二―五六) 贈大政大臣正一位冬嗣の長子。

母は従五位上阿波守藤原真作の娘の尚侍贈正一位美都子。高潔にして寛仁であつた。弘仁十二年(八一)昇殿し、以後累遷して、承和十一年(八四四)従四位上参議となり、同十五年左衛門督を兼ね、本年正月甲午(十五日)には伊勢守を兼ねて、本日条に至る。四十九歳。死後、元慶元年(八七七)陽成即位によって正一位左大臣を、同三年には太政大臣を追贈された。子は六人あり、第三子が基経である。娘の高子は清和中宮となり、陽成を生んだ。

⑲小野朝臣篁 (八〇二―五二) 征夷副將軍従五位下永見の孫で、

参議正四位下岑守の長子。弘仁十三年(八二二)文章生試を奉じて及第し、以後累遷して、承和十六年(八三四)従四位上となり、本日条に至る。四十九歳。

⑳藤原朝臣良相 四月己酉(二日) 条注釈⑭参照。

㉑従四位下伴宿禰善男 三月庚子(二十二日) 条注釈⑭参照。

⑳无位雄風王 (八一四―五五) 贈一品万多親王の第四子。落ち着いた人柄で、若くして大学に入学した。文徳が東宮の時に、その意向によつて侍者となり、鷹や馬の技術を文徳に教えた。本日条が初見。三十七歳。この後、次侍従、左馬頭を歴任。なお、貞観四年(八六二)四月二十日に、雄風王の息の定相王ら十五人が正躬王息正行王の息らとともに、平朝臣を賜姓されている。

㉒利基王 (八一二―六六) 二品賀陽親王の第六子。年少で大学に

入学し、史記・漢書などに非常に詳しかった。承和末年に文章生

となり、本日条に至る。二十九歳。天安三年（八五九）侍従、貞観五年（八六三）従四位上、同七年下野権守となり、翌年卒した。なお、元慶二年（八七八）十二月二十五日に、子の无位潔行王に平朝臣が賜姓されている。

②④従四位上坂上大宿禰浄野（七八九―八五〇）贈大納言正二位田村麻呂の第四子。幼い頃から家風をつぎ、武芸絶倫であった。嵯峨が東宮の時、年十八にして春宮少進となり、以後累遷して、承和十二年（八四五）従四位上となり、本日条に至る。六十二歳。

②⑤従四位下清原真人瀧雄（七九九―八六三）右大臣贈正二位夏野の第二子。天長三年（八二六）右兵衛少尉となり、以後累遷して、承和元年（八三四）嵯峨が父夏野の双岡山荘に御幸した際に、従四位下となり、本日条に至る。五十二歳。

②⑥正五位上伴宿禰成益（七八九―八五二）右京の人。父は従五位上宇治人。年少で大学に入学し、文章に長けていた。進士挙に応じて登科を得て、弘仁十四年（八二三）左京少進。以後累遷して、承和十二年（八四五）正月甲寅（七日）小野篁とともに従四位下に叙せられるが、同十三年十一月壬子（十四日）善愷訴訟事件によって贖銅十斤を徴すべき太政官符が下り、同十四年五月辛卯（二十七日）には位記一階が毀たれた。嘉祥元年（八四八）十二月庚戌（二十五日）紀に、正五位下から一等を降して従五位上に叙されたとあるが、本日条では正五位上とみえる。六十二歳。

②⑦正五位下春澄宿禰善繩（七九七―八七〇）字は名達。左京の人。本姓は猪名部造。元は伊勢国員弁郡の人で、後に貫附された。祖父の財磨は員弁郡少領、父の豊雄は周防大目。幼い頃から賢く、

財磨が意を加えて養育し、孫の為に家産を傾けても全く惜しむことはなかったという。若くして大学に入学し、群籍を耽読。一度閲覽すれば口誦することができた。天長初年に奉試及第し、俊士に補され、同四年（八二七）常陸少目になると、秩禄を勉学の資に充てた。同五年春澄宿禰を賜姓され、兄弟姉妹五人も同じくこれに預かった。以後累遷し、承和十五年（八四八）正月戊辰（七日）正五位下、同年二月甲辰（十四日）備中守を兼ね、本日条に至る。五十四歳。

②⑧従五位上藤原朝臣良仁 四月乙酉（二日）条注釈③②参照。

②⑨従五位上藤原朝臣高房（七九五―八五二）参議従四位上藤嗣の第三子。母は紀古佐美の娘。身長は六尺あり、膂力が人よりまさっていた。意気軒昂で、細かいことに拘らない性格であった。弘仁十三年（八二二）右京少進となり、以後累遷して、承和八年（八四二）十一月丙辰（二十日）朔反叙位で、藤原良相らとともに従五位上に叙せられた。嘉祥二年（八四九）正月戊辰（十三日）越前守となり、本日条に至る。五十六歳。著名な子孫に利仁將軍や尾張守元命がいるほか、次男山蔭の子孫は摂関期に公卿を輩出し、孫には道長らの母時姫がいる。

③⑩従五位下菅原朝臣是善（八一二―八〇）清公の第四子。幼い頃から賢くて、弘仁末年十一歳にして、召されて殿上に侍し、嵯峨の前で読書・賦詩に勤しんだ。二十二歳で文章得業生に補され、以後累遷して、承和十一年（八四四）従五位下に叙せられ、本日条に至る。三十九歳。

③⑪従五位下鎌倉王（生没年不詳）承和十一年（八四四）正月庚寅

(七日) 正六位上から従五位下に叙され、七日辛卯(十日) 少納言となり、本日条に至る。

③藤原朝臣春岡 (生没年不詳) 北家魚名流、参議藤嗣の子。注釈

②高房の弟か。承和七年(八四〇) 正月甲申(七日) 正六位上から従五位下に叙され、本日条に至る。

③文室真人助雄 (八〇七―一五八) 中納言従三位直世王(天武皇子

一品長親王息従四位上長田王の孫である従五位下浄原王の息)の第二子。字は王明。若くして大学に入学し、経史に通曉した。承和元年(八三四) 正月戊午(七日) 従五位下に叙される(直世王、

賜姓時期不明)。以後累遷して、同十四年四月左少弁、嘉祥二年(八四九) 九月丁巳(七日) には左少弁従五位上とみえ、本日条に至る。四十四歳。

④良岑朝臣長松 (八一四―一七九) 大納言贈従二位安世の子。承和

七年(八四〇) 十二月庚申(十八日) 従五位下、同九年十一月戊戌(八日) 侍従、同十三年正月乙卯(十三日) 丹波守、同十五年二月甲辰(十四日) 縫殿頭となり、本日条に至る。三十七歳。

⑤藤原朝臣関主 (生没年不詳) 園人の子。母は藤原園主の娘。承和八年(八四一) 十一月丙辰(二十日) 朔反叙位で、在原行平とともに正六位上から従五位下に叙され、以後累遷して、本日条に至る。

⑥橘朝臣清隆 (生没年不詳) 『橘氏系図』によれば、清友(嵯峨皇

后嘉智子の父)の子氏人の子。承和十二年(八四五) 正月甲寅(七日) 従五位下に叙され、同十三年七月丙寅(二十七日) 雅楽頭となり、本日条に至る。

⑦佐伯宿禰屋代 (生没年不詳) 承和十四年(八四七) 正月甲辰

(七日) 正六位上から従五位下に叙され、嘉祥二年(八四九) 二月壬子(二十七日) 大監物となり、本日条に至る。斉衡三年(八五六) 八月戊戌(二十八日) には備後介となり、以後みえない。

⑧外従五位下豊階公安人 三月甲辰(二十六日) 条注釈②参照。

⑨外従五位下都宿禰貞継 (七九一―一八五二) 大和介外従五位下原公秋成の子。都良香の父。弘仁十三年(八二二) 兄の正五位下文章博士腹赤とともに上請して都宿禰に改姓する。承和十三年(八四六) 正月外従五位下、同十四年二月主計頭となり、本日条に至る。六十歳。

⑩三統宿禰真浄 (生没年不詳) 承和十一年(八四四) 十月庚辰朔、左京の人で玄蕃助従六位上、日置宿禰姓であったが、この時同族と共に三統姓を賜っている。同十四年正月甲辰(七日) 正六位上から外従五位下、嘉祥二年(八四九) 正月戊辰(十三日) 備後介となり、本日条に至る。

⑪正六位上在原朝臣善淵 (八一六―一七五) 左京の人。平城の孫で、高岳親王の息。父が皇太子を廢されて後、在原朝臣を賜姓された。本日条が初見。三十五歳。

⑫大原真人真室 (生没年不詳) 本日条が初見。

⑬小野朝臣貞樹 (生没年不詳) 本日条が初見。勅撰歌人であり、『古今和歌集』に二首を載せる。このうち一首は小野小町との贈答歌である。

⑭橘朝臣休蔭 (生没年不詳) 注釈⑥清隆の兄弟か。本日条が初見。娘は清和の更衣となり、貞固親王を生んでいる。

④5 齋部宿禰伴主（生没年不詳）天長五年（八二八）二月壬子（二十五日）宜子女王を齋宮とする奉告使として、伊勢に遣わされている。時に神祇少史正八位上。その後の経歴は不明で、本日条に至る。

④6 安倍朝臣有道（生没年不詳）本日条が初見。

④7 従六位上藤原朝臣緒藤（生没年不詳）南家巨勢麻呂流、侍従有統の子。母は橘永継の娘の敷子。本日条が初見で、三階昇進している。娘が清和の更衣となり、貞真親王を生んでいる。

④8 正六位上広宗宿禰平麻呂（生没年不詳）所見は本日条のみ。広宗氏は弘仁二年（八一二）八月己丑（二十七日）山城国人で高麗人の正六位上東部黒麻呂が広宗連を賜姓されたのに始まる。その後、弘仁・天長・承和の頃、宿禰を賜う。

④9 榎井朝臣嶋長（生没年不詳）承和十二年（八四五）二月己卯（二日）和泉国日根郡の人。戸主の正六位上春世宿禰嶋公と、その兄の左坊城主典従七位上春世宿禰嶋人の弟で、主税大允正六位上春世宿禰嶋長とみえる。ともに榎井朝臣を賜い、右京二条一坊に貫附されて、本日条に至る。斉衡元年（八五四）正月辛丑（十六日）主税頭、同三年九月丁卯（二十七日）越前介となり、その後のみえない。広隆寺別院の般若院を建てている（『広隆寺資材帳』）。娘に藤原扶幹の母がいる。なお、元杲は自伝で、母は「右中弁兼中宮中進榎井島公孫女」と記す。

⑤0 家原朝臣氏主（八〇一―一七四）富依の子。本日条が初見。五十歳。貞観十四年（八七二）八月十三日に一族と共に宿禰姓から朝臣姓に改姓した際、天長三年（八二六）に父富依が家原連を賜つ

た時に出自を後漢の光武帝としたが、真は宣化の第二皇子（火焰皇子か）の後裔であって、延暦十八年（七九九）に本系帳を進めた時に後漢光武皇帝を祖としたのは誤りである、と述べている。従って本日条に朝臣とするのは不信。家原氏は河内国大県郡家原邑（称徳が行幸した河内六寺の一つ家原寺の所在地）が本拠地である。

（木本・告井）

● 四月乙丑（十八日）

【書き下し】

乙丑。①使を遣わし諸関の警を解かしむ。是の日、詔を内外に宣りて云わく、②月に易えるの制、旧章に拠ると雖も、臣子の道、須らく心喪を存つべし。宜しく有司に仰せて、期年の内、宴飲作楽、及び美服を着すことを禁ずべし、と。是より先、③深草陵窆堵婆に蔵むる所の陀羅尼、自ら発りて地に落つ。④参議伴宿禰善男を遣わし、就きて安置を加えしむ。

【現代語訳】

十八日。使を遣わして諸関の警護を解かせた。この日、詔を全国に宣べて言うには、「(服喪の期間を) 月を日に代えるとする制については、古くからの慣わしに典拠しているが、臣子の道として、当然心喪を保たねばならない。宜しく有司に命じて、期年の内は、宴飲や作楽、美服を着ることを禁じるように」と。これに先んじて、深草陵の卒塔婆に納めてあった陀羅尼が、自発的に地に落ちたので、

参議伴宿禰善男を遣わし、深草陵に就かせ安置させた。

【注釈】

- ①使を遣わし諸関の警を解かしむ 固関については、仁明の崩御の四日前、本年三月乙未（十七日）紀に「遣固関使。右中弁従四位下藤原朝臣氏宗・散位従五位下御春朝臣真浜為近江国使。散位従五位下藤原朝臣普雄為美濃国使。右衛門権佐従五位下藤原朝臣春岡・散位外従五位下上毛野朝臣綱主為伊勢国使。正五位下行式部少輔兼備前介藤原朝臣貞守為左右兵庫使」とあり、本日条の後、同月丙寅（十九日）条・同月戊辰（二十一日）条に帰京した固関使の名前と一致する。したがって、前月十七日から本日条まで約一ヶ月間、関が固められていたことがわかる。なお、この時固められた関は、近江逢坂関・美濃不破関・伊勢鈴鹿関である。
- ②月に易えるの制： 三月庚子（二十二日）条に「喪服之期、以日易月」とある。旧章が具体的に何を指すかは不明だが、服喪期間を日を以て月に易える制については、承和七年（七四〇）五月甲午（十九日）紀、淳和崩御の例に初見し、「以日易月、唯称權変、而葬訖積纒、載在遺訓」とあって、服喪期間を短縮することが仮の制度として成立していたことがうかがえる。
- ③深草陵窆堵婆に蔵むる所の陀羅尼： 深草陵は仁明の陵。卒塔婆は仏舎利や経典などを安置する塔のことで、ここに納められていたとされる陀羅尼とは、密教の呪文のことである。陀羅尼(dharani)とは、よく善法を持して散失せず、悪法を遮る力の意で、梵文の呪文を翻訳せずそのまま誦するものを言い、これを

呪すれば諸々の障害を除いて種々の功德を受けると言われている。一般には短い物を真言、長い物を陀羅尼といった。承和元年（八三四）十二月乙未（十九日）紀では、大僧都空海が「如来説法有二種趣。一浅略趣。二秘密趣、言浅略趣者。諸經中長行・偈頌是也。言秘密趣者、諸經中陀羅尼是也。（中略）陀羅尼秘法者、如依方合薬服食除病。若対病人、披談方経、無由療病。必須当病合薬、依方服食。乃得消除病患、保持性命」と述べており、経文の散文や仏徳をたたえる詩句が浅く簡略的な物であるのに対し、秘密趣、すなわち陀羅尼を奥深いものと述べ、前者を、病人に対し病原や薬について説明すること。後者を病人に対し適切な薬を調合し服用させることで病を除くことだと例える。同日条では仁明に対し、当時おこなわれていた最勝王経会が、単に経文を講読するだけの、いわゆる前者の体であることを指摘し、講壇を調べ真言を持誦することの誓願を上奏し、「勅、依請修之、永為恒例」と認められており、仁明の真言密教への関心と、その流行が見て取れる。その上で、仁明陵にこのような陀羅尼を納める卒塔婆が建てられていたことは、これまでと違い天皇陵に仏教色が色濃く付設されるようになったことの特徴が表れている。

- ④参議伴宿禰善男 三月庚子（二十二日）条注釈④参照。四月甲子（十七日）条にて、参議従四位上となっている。

（中村）

●四月丙寅（十九日）

【書き下し】

丙寅^{十九}。①使を七ヶ仏寺に遣わし、四七日の御齋会を修せしむこと、前日の儀の如し。②固近江国関使従四位下右中弁藤原朝臣氏宗、③帰奏して契を奉る。

【現代語訳】

十九日。使を七ヶ寺に遣わして、以前の儀と同じように、四七日の御齋会をおこなわせた。近江国の固関使従四位下右中弁藤原朝臣氏宗が帰奏して、木契を返上した。

【注釈】

①使を七ヶ仏寺に遣わし：七ヶ仏寺は初七日に際して使の遣わされた「近陵七ヶ寺」に同じか。三月乙巳（二十七日）条注釈②参照。

②固近江国関使従四位下右中弁藤原朝臣氏宗（八一〇―七七二）小

黒麻呂の孫、葛野麻呂の子。母は和氣清麻呂の娘。天長九年（八

三二）上総大掾から中務大丞、六位藏人、式部大丞、式部少輔を

経て、仁明朝には左近衛少将、左右衛門権佐など武官を歴任する

一方、弁官なども兼ねた。承和十五年（八四八）には春宮亮とし

て文徳に近侍し、嘉祥二年（八四九）右中弁。同三年正月丙戌

（七日）従四位下に叙された。なおこの四月（日闕）、藏人頭にも

補されている（『藏人補任』）。四十一歳。三月己未（十七日）よ

り近江国の固関使を勤め、四月乙丑（十八日）に警が解かれ、本

日条にて帰京した。

③帰奏して契を奉る 固関使は出発に際し、使者であることを証明する木契と、固関を命じる勅符と官符を授けられた。本日条にて奉った契はこの木契のことで、職務を終えたために、帰京し、返上したものである。

（中村）

●四月戊辰（二十一日）

【書き下し】

戊辰^{廿一}。①固伊勢国関使右衛門権佐従五位上藤原朝臣春岡、②固美濃国関使散位従五位下藤原朝臣菅雄等、③帰奏して契を奉る。

【現代語訳】

二十一日。伊勢国の固関使右衛門権佐従五位上藤原朝臣春岡と、美濃国の固関使散位従五位下藤原朝臣菅雄が帰奏して、木契を返上した。

【注釈】

①固伊勢国関使右衛門権佐従五位上藤原朝臣春岡（生没年不詳）

四月甲子（十七日）条注釈③参照。三月己未（十七日）より伊勢

国の固関使を勤め、四月乙丑（十八日）に警が解かれ、本日条に

て帰京した。

②固美濃国関使散位従五位下藤原朝臣菅雄（生没年不詳）種継の

孫、山人の子。六位藏人を勤めた後、承和十一年（八四四）従五

位下、翌年常陸介に任じられているが、本日条までに散位となっ

たものと思われる。三月己未(十七日)より美濃国の固関使を勤め、四月乙丑(十八日)に警が解かれ、本日条にて帰京。この後、天安二年(八五八)文徳崩御に際しても、伊勢国固関使となっている。
 ③ 帰奏して契を奉る 四月丙寅(十九日)条注釈③に同じ。

(中村)

● 四月己巳(二十二日)

【書き下し】

己巳^{廿二}。①六衛の蔽を解く。②皇太夫人東五条院に移御す。警蹕・威儀、一らに乗輿に擬う。詔すらく、左右近衛少将・将監・番長各一人、近衛各九人、左右兵衛尉・志・番長各一人、兵衛各十九人を遣わし、院下に分陣し、以て宿衛に備えしむ、と。③佐渡国に詔すらく、配流の罪人④金刺福喜満を放還す、と。

【現代語訳】

二十二日。六衛府の備えを弛めた。皇太夫人が東五条院に移った。警蹕と移御の儀の作法は、もっぱら天皇の乗輿の例に擬えた。詔するに、「左右近衛少将・将監・番長各一人、近衛各九人、左右兵衛尉・志・番長各一人、兵衛各十九人を遣わして、東五条院の辺りに分かれて陣を敷き、ここを宿衛として備えさせよ」と。佐渡国に詔するに、「配流となっていた罪人の金刺福喜満を釈放せよ」と。

【注釈】

① 六衛の蔽を解く 本年三月己亥(二十一日)仁明崩御の当日紀に

「諸衛府禁衛蔽密。左右近衛少将各一人率近衛等、陣於皇太子直曹」とある。

② 皇太夫人東五条院に移御す 皇太夫人は文徳の母、藤原順子のこ(即位前紀注釈②、四月甲子(十七日)条注釈⑨参照)。東五条院は平安京左京五条四坊一町にあった邸宅で、順子の御所となる以前のことは知られていない。当御所は順子が藤原良房の養女である清和女御藤原高子を養育していた場所でもあり、高子と在原業平の逢瀬の舞台となったことでも有名である。順子の没後は忠平が伝領したことが知られており(『貞信公記』延喜七年(九〇七)二月十七日条)、忠平の妹穩子が醍醐に入内する際に穩子の御所となって、寛明親王(朱雀)の生家にもなった(『紀略』延長元年(九二三)七月二十四日条)。その後十二世紀中葉には前齋院官子内親王(白河皇女)、十三世紀前半には参議藤原有家、源時房の母、源孝行などの邸宅があったことが知られている。

③ 佐渡国に詔すらく： 佐渡国は現新潟県の一部。越後国から約三十キロメートルにある島国で、古く文武朝などには北方進出の拠点として城柵が設けられるなどした。養老六年(七二二)には万葉歌人として知られている穂積老が佐渡国に配流されており、これを初見として、平安末期までに約五十人以上が配流されるなど一大流刑地でもあった。金刺福喜満も佐渡国に配流になっていたようであるが、福喜満についての詳細は不詳で、配流の経緯についても本日条の他に知ることはない。

④ 金刺福喜満 福喜満については前述の通り詳細が不明であるが、金刺氏については、欽明の皇居のあった磯城嶋金刺宮の資用料地

の管理に従事していた金刺部氏に由来すると言われており、奈良時代から平安時代初期にかけて、駿河国や信濃国の郡人や郡司として金刺部舎人氏などの名がみられる。貞観五年（八六三）九月甲午（五日）紀では「右京人散位外従五位下多臣自然麻呂賜姓宿禰。信濃国諏方郡人右近衛将監正六位上金刺舎人貞長賜姓大朝臣。並是神八井耳命之苗裔也」とあり、神武皇子神八井耳命（綏靖同母兄）の苗裔であることが記されている。同十一年に三河介となつてゐることが知られるが、しかしこの条を最後に中央官人としての金刺氏に関する史料は見られなくなり、その後は諏訪大社の神官として名前がみられるのみである。

（中村）

●四月庚午（二十三日）

【書き下し】

庚午。^{（注三）}①前春宮職印一枚を内裏に献す。

【現代語訳】

二十三日。前春宮職の職印一つを天皇に献じた。

【注釈】

①前春宮職印一枚を内裏に献す 文徳即位により春宮坊が廃されたため、春宮坊の職印を返上したものである。

（中村）

●四月辛未（二十四日）

【書き下し】

辛未。^{（注四）}①太政官重ねて今月十七日の詔旨を宣るに、京畿諸国に頒下して云わく、今詔旨を案ずるに、去年以往言上の租税の未だ納めざるは悉く免除すべし。宜しく官長をして分明に搜検せしめ、民の身に見在するは、即ち免除に従うべし。又、別録して官に申すに非ずと雖も、所司の文簿に未納の由を載する者は、亦た言上の例に同じ。若し後日使を遣わして巡検せしめ、国郡司並びに事に預かる人等徵取し訖わり、隠して未進となし、及び言上せざるの色を称して、頑民を欺き責むれば、必ず重科に処せ。並びに路頭に勝示し、普く知見せしめよ。但し地子の未納は、免ずる限りに在らず。自余の事条は②天長十年の例に准えよ、と。

【現代語訳】

二十四日。太政官が重ねて今月十七日の詔の旨を宣べるに、「京畿内の諸国に下して言うに、今詔の旨を調べたところ『去年以前に申請した租税の未納分は残らず免除せよ』とある。そこで国守に命じてはつきりと検査させ、まだ民の元にあるものは、すぐに免除せよ。また、別録していて太政官に申請していないとしても、関係する役所の記録簿に未納のことを記載してあるものは、申請の場合と同じである。もし後日使を遣わして巡検させ、国司・郡司や担当者が租税を民から取り終わり、隠して未進としていたり、申請していないという風を装つたりして、事理を知らない民を欺き責めていることが分かれば、必ず重科に処せ。ともに路頭に勝示し、広く知らしめ

よ。但し地子の未納分には、免除を適用しない。その他の事情は天長十年の例に準拠せよ」と。

【注釈】

①太政官重ねて今月十七日の詔旨を宣るに 四月甲子（十七日）条

注釈①参照。なお、『政事要略』交替雑事（地子）には「嘉祥三年四月官宣云、今月十七日詔頒下京畿諸国云、今案詔旨、去年已往言上租税未納悉可免除。宜令官長分明搜検、見在民身、即従免除、又雖非別録申官、所司文簿載未納之由者、亦同言上之例云々、但地子未納不在免除者」とある。

②天長十年の例 『類三』卷第七、宰事に所載の天長十年（八三三）

七月六日太政官符「応賑給法依例事」に「右檢案内太政官去六月三日夜下五畿内七道諸国符備、賑給飢民之料稻、大国十万束・上国八万束・中国六万束、下国四万束者。右大臣宣、雖隨国大少下知彼料、而賑給之法非無恒例。宜給大男三束・中男大女二束・小男小女一束。若口少稻剩者、実録言上、人多稻少者、只尺符内」とある。賑給とは、即位・立太子などの国家の大事・慶事、あるいは天変地異を契機として、公民へ稲穀などを支給した制度。国家大事の時には、賑貸・調租の免除などの施策もあわせておこなわれることがあった。天長十年の時も租税が免除されたのだろう。

（林原）

●四月壬申（二十五日）

【書き下し】

壬申。①正五位上藤原朝臣良仁を中宮亮となす。右兵衛権佐故の如し。

【現代語訳】

二十五日。正五位上藤原朝臣良仁を中宮亮とした。右兵衛権佐は元のままである。

【注釈】

①正五位上藤原朝臣良仁 四月己酉（二日）条注釈③参照。この時に右兵衛権佐となっている。

（林原）

●四月癸酉（二十六日）

【書き下し】

癸酉。①使を七ヶ仏寺に遣わし、五七日の御齋会を修せしむこと、亦た前日の儀の如し。②宣詔すらく、山野の禁、本は鶉雉のためなり。草木に至りては制する所に有るに非ず。聞くならく、所由は事の意を熟せずして、法禁を矯峻し、人の斧斤を奪い、人の牛馬を捕えて、其の往還の跡を絶ち、其の樵蘇の業を妨ぐ、と。人の患いたること此の甚だしきは莫し。宜しく早く下知して更に然らしむることと莫かるべし。又聞くならく、豪貴の家、官符有るに非ざるも、妄りに山野を占め、多く民利を妨ぐ。斯くの如きの類、並びに早く禁

断せよ。其れ江河池沼の類も、同じく亦た此に准じ、人の愁いを致すこと莫かれ。路頭に勝示し、普く知見せしめよ、と。

【現代語訳】

二十六日。使を七ヶ寺に遣わして、また以前の儀と同じように、五日の御齋会をおこなわせた。詔を宣べるに、「山野の禁制は、元來鳥類を保護するためのもので、草木については禁制していないが、聞くところによると、所由の役人はこの意を理解せずに、禁制を厳しくし、民の斧や鉞を奪い、民の牛馬を捕え、山野に出入できないようにし、伐木などの生業を妨害しているという。民にとって、この上ない患いである。早く下知してこのようなことがないようにせよ。また聞くところによると、豪貴の家が朝廷の許可なく、みだりに山野を占有し、民の利益を妨げている、と。このようなことも、ともに早く禁止せよ。江河池沼についても、これに準拠し、民の愁いがないようにせよ。路頭に勝示し、広く知らしめよ」と。

【注釈】

①使を七ヶ寺に遣わし… 七ヶ寺は初七日に際して使の遣わされた「近陵七ヶ寺」に同じか。三月乙巳（二十七日）条注釈②参照。

②宣詔すらく… 『類三』卷第十六、山野藪沢河池事所載の嘉祥三年（八五〇）四月二十七日太政官符「応禁制山野不失民利事」に「右被右大臣宣稱、山野之禁元為鶉雉、至於草木無所禁制。如聞、所由不熟事意矯峻法禁、奪人鎌斧執人馬牛、以絶往還之蹊亦失樵

蘇之業。為人之患莫此之甚。宜早下知莫令更然。又聞、或公或私非有官符妄占山野多妨民利。如斯之類並早禁断、若猶不肯者、具状言上、隨即科処。其江河池沼之類、同亦准此、莫致人愁者。宜勝示路頭、普令知見」とある。太政官符の日付と本日条は一日の差がある。禁処（禁野）とは、山野河海の内、御獵場などの特定の空間。本来、山野河海は官・民が自由に利用できたが、禁処では伐木などが禁止され、一般の利用が排除された。初見は、持統三年（六八九）八月丙申（十六日）紀で、紀伊国の那耆野と伊賀国の身野が禁獵区となっている。本日条以降、九世紀には、貞觀二年（八六〇）・同五年・元慶七年（八八三）などの太政官符により、民の生業を妨げる伐木の禁制などが繰り返し指摘されるようになった。

（林原）

●四月甲戌（二十七日）

【書き下し】

甲戌。①從五位下三統宿禰真淨を中宮大進となす。

【現代語訳】

二十七日。從五位下三統宿禰真淨を中宮大進とした。

【注釈】

①從五位下三統宿禰真淨 四月甲子（十七日）条注釈④参照。

●四月丙子（二十九日）

【書き下し】

丙子^{正九}。①正六位下橘朝臣茂房に從五位下、②正六位上佐々貴山公仲繼に外從五位下を授く。詔すらく、③上野国の聖隆寺を以て、延暦寺の別院となす、と。

【現代語訳】

二十九日。正六位下橘朝臣茂房に從五位下を授けた。正六位上佐々貴山公仲繼に外從五位下を授けた。詔するに「上野国の聖隆寺を延暦寺の別院とする」と。

【注釈】

①正六位下橘朝臣茂房（生没年不詳）本日条が初見。

②正六位上佐々貴山公仲繼（生没年不詳）本日条が初見。佐々貴

山公氏は、近江国の沙沙貴神社（現滋賀県近江八幡市安土町）を氏神とし、蒲生・神崎両郡の大領を輩出した氏族。

③上野国の聖隆寺 廃寺となり所在地は不明。江戸時代後期の地誌

『上野名跡志』群馬郡には「文徳実録ニ嘉祥三年夏四月丙子、詔上野国聖隆寺為延暦寺別院、今聖隆寺開エス船尾山ニハアラサリシカ」とあるが、論拠となる史料は挙げられていない。

（林原）

●是月

【書き下し】

是の月、天寒。

【現代語訳】

今月は、天も凍るほどに寒かった。

（林原）

付記 本稿に続く嘉祥三年五月条は、『京都女子大学大学院文学研究科紀要 史学編』第二十一号（京都女子大学、二〇二二年三月刊行予定）にて報告している。

追記 原稿・校正の整理には中村みどりがあたった。記してその労を多とする。
（告井）